

2003年地理的表示保護法

翻訳: 浜口香織

監修: 井口雅文

原則

ここに地理的表示保護法案を制定することとする。

根拠

タイ国は原産地商品の地理的表示を登録出願し、真正な地理的表示の混乱を導く地理的表示の使用を禁止することにより、地理的表示における国民の混乱を避けるための政策を掲げる。

同時に上記の政策はWTO設立 Marragrace 付則のTRIPS第22項から第24項にタイ国が従うものである。

しかしまだ現在のタイの法律では、この政策を実行し義務を履行することは不十分であるため、本法を制定する必要がある。

(内閣提案)

地理的表示法の制定の必要性により、法律の効力で、個人の権利と自由を制限する条項、つまりタイ王国憲法第50条によって構成される第29条に関連した規定を含むことで施行するものとする。

第1条 本法を「2003年地理的表示保護法」と称する。

第2条 本法は官報告示日後180日以降に発効する。

第1章 総則

第3条 本法において

「地理的表示」とは、地理的原産地の称呼もしくは表示に用いられる名称、シンボルまたはその他のものであって、かつその地理的原産地から生まれた商品が品質、著名性、または前述の地理的原産地特有の特徴のある商品であることを明示し得るものを意味する。

「地理的原産地」とは、国、地域、地方、および地区を意味する。また、海、湖、川、運河、島、山、またはそれに類する地帯も意味する。

「商品」とは、天然物または農作物であるかに関わりなく、売買、交換、または譲渡可能な物を意味する。手工業および工業による製品も含む。

「一般名称」とは、何らかの商品を呼ぶ際に使用される名称であると一般的に知られている名称を意味する。

「委員会」とは、地理的表示委員会を意味する。

「担当官」とは、局長が本法を執行するために任命した者を意味する。

「登録官」とは、局長、または本法を執行するために大臣が登録官として任命した者を意味する。

「局長」とは、知的財産局長を意味する。

「大臣」とは、本法を司る大臣を意味する。

第4条 商務大臣は本法を司るとともに、登録官を任命し、本法の末尾の金額を超えない範囲で手数料を定めた省令を発行し、手数料の全部またはその一部を減免し、および本法の執行のためのその他業務を規定する権限を有するものとする。

省令は官報告示後に施行する。

第2章 地理的表示登録

第5条 商品として登録出願する地理的表示は以下の特徴を一切持たないものとする。

- (1) その地理的表示が使われる商品の一般名称である。
- (2) 公序良俗、公共の秩序、または国の政策に反する地理的表示である

第6条 本法に基づいて保護される国外の地理的表示は、該当国の法律に基づき保護を受けている地理的表示であるということおよび、タイ国内で登録出願を提出する日まで使用されていたことを示す明らかな証拠が必要である。

第7条 地理的表示の登録出願をする権利を有するのは以下の者である。

- (1) その商品の地理的原産地を管轄する責任のある法人格を有する 政府機関、公共機関、公営企業、地方行政機関または行政機関。
- (2) 地理的表示を使用した商品に関する事業を行い、商品の地理的原産地に住所がある自然人、団体、または法人。
- (3) 地理的表示物を使用した商品の消費者団体、または消費者機関。

第8条 第7条での登録出願者について、タイ国籍を持っておらず、かつ国外の地理的表示物の登録出願を希望する者は、以下いずれかの要件を持つこととする。

- (1) タイ国が加盟している地理的表示保護法に関する国家間の条約または協定の加盟国の国籍を有すること。

(2)タイ国内、またはタイ国が加盟している地理的表示保護法に関する国家間の条約または協定の加盟国内において実際事業を行なっている事業場所または居所があること。

第9条 地理的表示の登録出願は省令で規定された規則と手続に基づくものとする。

第10条 地理的表示の登録出願書は商品の品質、著名性、またはその他の性質、地理的原産地、および省令で規定されたその他詳細で構成されるものとする。

第11条 地理的表示の登録出願書を受理した際、担当官はその登録出願書が第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、および第10条で規定された規則に基づいているかどうかを審査し、登録出願書を受理した日より120日以内に審査結果の報告書を登録官に提出する。

第12条 第11条に基づく登録出願書の審査において、担当官は出願人または関係者を召喚し、口頭の説明または追加証拠を提示させることができる。判断しなければならない事項に関連する専門家の意見を聞く必要がある場合、登録官は意見を得るためにその案件を専門家に提出するものとする。

第13条 登録出願書が第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、または第10条で規定された規則に基づいていない場合、登録官は審査結果の報告書の受領日より30日以内に登録出願書を却下する命令を出し、命令日より15日以内に出願人に命令と理由を文書で通告する。出願人は命令の受領日より90日以内に委員会へ登録官の命令に対して審判請求する権限を有する。審判請求は省令で規定した規則と手続に基づくものとする。

第14条 委員会が出願人の請求に審決を行った後、その審決と理由は審決日より15日以内に出願人に文書で通告する。

委員会が審決を行い、もし出願人が委員会の審決に不服であれば、その審決を受けた日より90日以内に裁判所に提訴する権限を有する。

上記の期限以内に法的措置を進めない場合、委員会の審決を最終とする。

第15条 登録出願書が第5条、第6条、第7条、第8条、第9条、および第10条に規定された規則に基づいており、かつ登録官が条件を出してまたは無条件で登録するべきであると判断した後、登録官は省令で規定された手続に基づき登録の受理を公告する命令を出す。

第16条 第15条に基づき公告した後90日以内に利害関係人は登録出願された地理的表示の登録に対して異議申立を提出する。

第1項に基づく異議申立の提出は、省令で規定された規則と手続に基づくものとする。

第17条 第16条に基づく異議申立があった場合、異議申立があった日から15日以内に出願人にその写しを送るものとする。

出願人は異議申立の写しを受け取った後90日以内に答弁書を提出することとし、登録官はその答弁書の写しを異議申立人へ送る。出願人から答弁書の提出がない場合は、登録出願書は放棄されたものとみなす。

異議申立と答弁書を審理および審決する場合は第12条を準用することとする。

第18条 異議申立と答弁書の審理が行われた後、登録官は決定が行われた日より15日以内に出願人と異議申立人に決定とその理由を文書で通知することとする。

出願人および異議申立人は登録官の決定通知の受領日後90日以内に委員会に登録官の決定に対して審判請求する権限を有する。審判請求は省令で規定された規則と手続に基づくものとする。

委員会が審決を行った後、いずれかの側がその審決に不服である場合、その審決通知の受領日より90日以内に裁判所に提訴する権限を有する。上記の期限以内に法的措置を進めない場合、委員会の審決を最終とする。

第19条 第16条に基づく異議申立がない、または異議申立があったが登録官、委員会、もしくは法廷による異議申立書を却下する第18条に基づく最終決定もしくは最終判決がある場合、登録官は第16条の第1項で規定した期間の最終日、または決定もしくは判決を受理した後15日以内に省令で規定された規則および手続に基づいて登録出願している地理的表示の登録を行う。

第20条 登録官が第15条、または第19条に基づき地理的表示を登録した際、その保護は登録出願書を提出した日より効果を得る。

第3章 地理的表示の登録の補正と無効

第21条 登録項目に軽微な誤りまたは事実と異なる点があり、出願人よる申請があった場合または誤りもしくは事実と異なる点が登録官に明らかになった場合、登録官はその軽微な誤りまたは事実と異なる点を補正するよう命令する。

第22条 登録官が第19条に基づき地理的表示の登録を行った後に、その登録出願または登録が、法律に違反して若しくは虚偽の記載がありながら行われた、またはその内容に登録時の事実と異なる点があったという証拠が明らかになった場合、利害関係人または担当官は登録官に対し補正または無効の審決を行うため委員会に案件を送るよう請求することができる。補正または無効は省令で規定された規則と手続に基づくものとする。

委員会が第1項に基づき地理的表示登録の補正または無効の審決を行った際、委員会が登録の補正

または無効の審決を行ってから 15 日以内に出願人に対し補正または無効と理由の通知を行い、当該補正または無効を省令に基づき公告しなければならない。

第23条 第 19 条に基づいた登録の後に状況が変化し、その変化の結果、地理的表示が第 5 条で禁止された特徴を有することになった、または地理的原産地に関する項目もしくはその他の項目が登録内容と異なることとなった場合、利害関係人または担当官は登録官に対し補正または無効の審決を行うため委員会に案件を送るよう請求することができる。この場合第 22 条第 2 項の内容を準用するものとする。

第24条 第5条(2)を理由に登録を無効とする場合を除き、委員会が第22条、または23条に基づき登録の補正または無効の審決を行った際、利害関係人が委員会の審決に不服がある場合は、その審決文の受領後 90 日以内に裁判所へ提訴する権限を有する。上記に規定した期限内に法的措置が行われない場合、委員会の審決を最終とする。

第4章 地理的表示の使用と使用停止令

第25条 商品の地理的表示が登録された際、その地理的原産地に住む商品の製造者、またはその商品に関する事業に従事する者は登録官が定めた条件に基づき、明記した商品に登録された地理的表示を使用する権限を有する。

第26条 第25条の該当者が登録している条件に反し地理的表示を使用していた場合、登録官はその者に、登録官が定めた期間内に条件に従うよう文書で通告する。定めた期限内に合理的理由なく条件に従わない場合、登録官はその者の地理的表示使用停止命令を文書で通告する。使用停止期間は通告を受領した日から 2 年を超えないものとする。

第1項に基づき地理的表示の使用を停止された者は、使用停止命令通告を受領した日から90日以内に登録官の命令に対して、委員会に審判請求をする権限を有する。審判請求は省令で規定された規則と手続に基づくものとする。

委員会が審決を行った際、上記の者が委員会の審決に不服であれば、その通告の受領日より90日以内に裁判所に提訴する権限を有する。上記の期限内に法的措置が行われない場合は委員会の審決を最終とする。

第27条 以下のような場合は違反行為であるとみなす。

- (1) 登録出願書に明記された地理的原産地の商品ではないものを前述の地理的原産地の商品であると表示する、または他者に誤認させるための地理的表示の使用。
- (2) 他の業者に対して損害を与えるために、商品の地理的原産地、および品質、著名性、またはその他の性質について混同または誤認を引き起こす地理的表示の使用。

第1項に基づく行為について、地理的表示の登録日以前の行為は合法とする。

第5章 特定商品のための地理的表示保護

第28条 大臣は省令で規定することで、いずれかの種類の商品を特定商品として公告する。

第4項を条件として、第1項に基づきいずれかの種類の商品が特定商品として公告される場合、たとえ使用者がその商品の真正の地理的原産地の明記、またはその商品の真正の地理的原産地を示し知らせる文言の使用もしくは何らかの行為を行っていたとしても、登録出願書に明記された地理的原産地を原産地としない商品に地理的表示を使用するのは違法行為である。

第2項におけるその商品の真正の地理的原産地を示し知らせることは、その商品に使用する地理的表示に付随する「種類」「形式」「様式」という言葉または同様の言葉もしくは物の使用も含む。

第2項における行為は、その地理的表示の使用者が地理的表示を仏暦2537年(1994年)4月15日以前から10年間続けて使用した、または上記の日より以前に善意に使用していた場合は違反行為とはみなされない。

第29条 省令で定めた特定商品が、類似または一致する地理的表示を持つが異なる地理的原産地の商品であって、その商品について地理的表示が登録された場合には、地理的表示の使用は省令で規定された規則と手続に基づくものとする。

第6章 地理的表示委員会

第30条 「地理的表示委員会」と称する委員会を設置する。委員会は商務省事務次官を委員長とし、農業協同組合省事務次官、法制委員会事務総長、検事総長、弁護士会代表、および内閣が任命する法律、政治、科学、農業、経済、教養、歴史、地理または考古学の分野の14人以下の有識者で構成される。この14人のうち少なくとも6人は民間からの有識者、つまり消費者保護に関連する機関または団体からの有識者を任命する。

知的財産局長は委員そして秘書となる。委員会はいずれかの者を秘書の補佐役として任命することができる。

第31条 委員会は下記の権限を有するものとする。

- (1)本法に基づく省令を發布する際に大臣に提言または助言をする
- (2)本法に基づき審判請求に対して審理、審決する。

- (3)本法に基づき地理的表示の登録を補正、または無効を審理、命令する。
- (4)大臣が割り当てた地理的表示に関するその他の案件について審理する。
- (5)第12条に基づき有識者を審理、任命する。
- (6)本法の規定に従いその他業務を行う。

第32条 有識者委員の任期は一期につき4年とする。退任した有識者委員は再度任命を受けることができるが、任期は二期以上連続してはならない。

第33条 任期による退任を除き、有識者委員は以下の場合退任するものとする

- (1)死亡したとき
- (2)辞任したとき
- (3)内閣が解任したとき
- (4)破産宣告を受けたとき
- (5)禁治産者または準禁治産者となったとき
- (6)最終判決により禁固刑を受けたとき。但し過失または軽犯罪の刑罰であるときを除く。

第34条 任期終了前に退任した委員に代わる有識者委員を任命するとき、または前任の有識者委員の任期がまだ残っている間に追加の有識者委員を任命するとき、任命された者は前任の有識者委員の残りの任期の間その地位にいることとする。

第35条 有識者委員が職位を保持し任期を終了したが、まだ次回の有識者委員の選任がない場合、任期満了のため退任する有識者委員が次回の有識者委員の選任があるまで、暫定的に任務を遂行する。

第36条 委員会の定足数は少なくとも半数とする。委員長が出席しない、または任務を遂行することができないときは、出席した委員がその委員会の議長として委員1人を選出する。委員会の決議は多数決をもって行う。委員は1人につき1票を有する。投票が同数になったときはその議会の議長が決定票を有する。

第37条 委員会は、委員会が委譲する審理または業務を遂行するため、小委員会を設置する権限を有する。そして小委員会の会議に関して第36条を準用する。

第38条 任務を遂行する上で、委員会又は小委員会は審理を進めるために必要に応じて、関係人を召喚し陳述させる、または書類もしくはその他の物を提出させる命令を文書で行う権限を有し、これらは委員会が規定した規則に基づくものとする。

第7章 罰則

第39条 第27条に行為を犯した者は20万バーツ以下の罰金を課する。

第40条 第28条第2項の行為を犯した者は20万バーツ以下の罰金を課する。

第41条 第38条に基づき、委員会または小委員会へ陳述をしない、または書類もしくはその他の物を提出しない者は、5000バーツ以下の罰金を課する。

第42条 本法に基づく違反をし処罰を受ける者が法人である場合、法人の取締役、理事、またはその法人の代表者もその違反に対して法律が定める処罰を受ける。但しその法人の違反行為において本人が知らなかった場合、または同意しなかったと証明できる場合を除く。

第43条 局長は本法に基づく違反について裁定する権限を有する。そして違反者がその裁定に従って罰金を支払った後、その事件は刑事訴訟法によって終了したものとする。

国王陛下の勅諭を拝受して

タクシン チナワット警察中佐

内閣総理大臣

備考省略

2003年地理的表示保護法は2003年10月31日官報第108Kor期120号に告示された。

手数料表

(1)地理的表示登録出願	1件 1000バーツ
(2)地理的表示登録への異議申立	1件 1000バーツ
(3)登録官の命令または決定に対する審判請求書	1件 1000バーツ
(4)地理的表示登録の補正申請書	1件 200バーツ
(5)地理的表示登録の無効申請書	1件 200バーツ
(6)その他申請書	1件 200バーツ